

ほこた歌うまかっぺ選手権 出演者募集要領

1 趣 旨

この要領は、うまかっぺフェスタ 2026 におけるステージイベント「ほこた歌うまかっぺ選手権」出演者の募集等について、必要な事項を定めるものです。

2 開催日時

令和 8 年 11 月 7 日（土） 10:00～16:00 ※荒天順延
（荒天予備日：11 月 8 日（日））

3 開催場所

鹿島灘海浜公園内「うまかっぺフェスタ 2026」メインステージ

4 募集組数

20 組程度

※応募者が募集組数を超えた場合は、申請書類等による選考または実際の歌唱による予選を行う場合があります。

※複数人のグループでの参加も可とします。

5 ステージサイズ

メインステージ 約（横）9.0m×（奥行）5.4m

※ステージの規格は、変更となる場合があります。

6 申込み方法

(1) ステージ出演を希望する者は、下記について、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法により銚田市商工観光課まで提出してください。

・ほこた歌うまかっぺ選手権参加申込書（必要事項を記載）

(2) 提出期限は、令和 8 年 8 月 31 日（月）17 時必着となります。申込期限を過ぎた申込みは、一切受け付けません。

7 その他

(1) 参加条件

ステージ出演ができるのは、次の各号のすべての要件を満たす方とします。

①市長及び実行委員会の承認を得た方

②主催者およびステージ責任者の指示に従える方

③会場を盛り上げる歌唱パフォーマンスができる方

※バックダンサー可、楽器の演奏については事前のセッティングが必要のない楽器のみ可

④順延時に参加できる方

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 から第 6 項に規定するもの及び銚田市暴力団排除条例第 2 条第 1 項から第 3 項に規定するもの及びそれらの利益となる活動を行うものに該当しない方。

⑥1 組につき 1 曲のご応募となります。（複数組へのエントリーは不可）

⑦主催者がパフォーマンスに対する写真動画等を撮影し、当該写真動画等を市が発信する各種広報媒体に掲載することについて承諾できる方。

⑧曲のジャンル・年齢・性別は問いません。

※18 歳未満の場合は、保護者の同意が必要です。

⑨営利目的及び政治・宗教的な意味合いの出演でないこと。

(2) 審査

①予選

- ・応募者多数の場合、書類選考またはカラオケ採点による予選会を実施します。
- ・予選会実施の場合は、**9月23日(祝・水)**に実施いたします。会場・時間等は、応募者のみに通知いたします。
- ・応募者の状況により、シニアやU-18などの選考区分を設けさせていただく場合がございます。
- ・予選会実施時の日程等につきましては、応募期間終了後に申込者に直接通知させていただきます。

②本戦

- ・カラオケ採点と審査員評価の合計点により判定いたします。

(3) 表彰

①優勝1組、準優勝1組、特別賞1組を表彰します。

②上記受賞者には、うまかっぺフェスタ 2026 閉会式にて表彰式を実施します。

(4) 注意事項・禁止事項・

①注意事項

- ・大会当日の欠席は、他の参加者のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- ・大会当日の音源については「DAM」を使用します。
- ・申込後の曲の変更はできません。応募者多数による予選実施時も同じ曲となります。
- ・大会当日の曲の長さは自由ですが、ステージプログラムの都合により、フルコーラスでの歌唱ができない場合がございます。
- ・リハーサルはございません。また、主催者側の事情による場合以外で、歌いなおしはございません。
- ・キーは各曲の標準キー設定（原曲キーではありません）、エコーレベルは「0」設定となり、いずれも変更はできません。
- ・簡易の出演者控室の用意がございますが、貴重品及び荷物の管理は各自でお願いいたします。
- ・出演料は無料です。ただし、出演準備に要した費用や会場までの交通費、滞在費等、係る費用の一切は出演者の負担となります。荒天等によりイベントが中止となった場合も同様とします。

②禁止事項

- ・企業等の宣伝を主たる目的としたパフォーマンス。ただし、出演者の自己紹介等において、自身の開催する教室や活動等の宣伝をすることは妨げません。
- ・宗教、政治的活動に該当するパフォーマンス
- ・公序良俗に反する表現を含むパフォーマンス
- ・けがや事故、ステージの破損の恐れがある行為
- ・観客に不快な思いをさせる、危害を及ぼす可能性のある行為など、来場者の迷惑になり得る行為

10 出演決定の取消

- (1) 申請内容に虚偽の記載があった場合、また本要領に違反する行為を行った場合は、主催者判断により、ステージ出演の決定を取消す場合があります。
- (2) 当日の出演に際して、前述の禁止事項に該当する行為があった場合は、主催者は当該の出演を中断することができます。この場合、当該行為を行った方は、速やかに会場から退場しなければなりません。

11 申込み・問合せ先

銚田市役所商工観光課

〒311-1592 銚田市銚田 1444 番地 1

電 話 0291-36-7655 (直通)

F A X 0291-32-2128